

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	土佐清水市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/civil/027.html

執行機関名 土佐清水市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	土佐清水市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第50号)による乳幼児及び児童並びに重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)別表第1 第1の項 土佐清水市福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第50号)による乳幼児及び児童並びに重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	土佐清水市福祉医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児及び児童(以下「乳幼児等」という。)並びに <u>重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ)の医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)</u> を助成し、もって <u>これらの者の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		土佐清水市福祉医療費助成に関する条例 土佐清水市福祉医療費助成に関する条例施行規則